第２節　装備移転無人航空機の安全性基準

1　装備移転無人航空機の性能及び飛行性は、飛行試験その他の試験又はこれらの試験に基づく計算によって証明されたものでなければならない。ただし、計算による結果は、直接の試験による結果と同程度に正確なものであるか、又はそれよりも安全側にあることが確実なものでなければならない。

2　装備移転無人航空機は、その飛行が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に及ぼす影響の程度に応じ、それらの安全が損なわれないように考慮された設計でなければならない。

3　装備移転無人航空機は、操縦に特別な技術又は過度の注意力を要することなく、安全に離陸、飛行及び着陸できるものでなければならない。

4　装備移転無人航空機の構造は、十分な強度を有し、地上及び水上の人及び物件に与える損害を最小限度にとどめる形状でなければならない。

5　装備移転無人航空機は、予想される運用を安全に行うために必要な構成品等を装備しなければならない。また、当該構成品等は、有効かつ確実にその機能を発揮することができるものでなければならない。

6　予想される運用を安全に行うために必要な機器がある場合には、当該機器は、有効かつ確実にその機能を発揮することができるものでなければならない。

第３節　試験飛行に係る安全性基準の特例

前２節の規定にかかわらず、試験飛行を行う装備移転航空機については、行おうとする試験飛行に係る運用状態において飛行の安全性を確保することができる場合には、これらの節に規定する安全性基準の一部に適合することを要しない。

第３章　運航基準

第１節　装備移転航空機の運航基準

第１　装備移転航空機管理番号の表示

製造者は、装備移転航空機（航空法第２条第１項に規定する航空機に限る。以下この節において同じ。）を出発させる場合には、当該装備移転航空機に付与された装備移転航空機管理番号（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第87条の12第１項に規定する装備移転航空機管理番号をいう。第２節第１において同じ。）を表示しなければならない。

第２　乗組員

製造者は、装備移転航空機を出発させる場合には、当該装備移転航空機の型式、運航の目的等に応じて、必要な技能を有する航空従事者（第４章の技能基準に適合する者に限る。以下この章において同じ。）を必要な人数乗り組ませなければならない。

第３　飛行計画

機長は、自衛隊の飛行場から飛行する場合において航空法第97条第１項又は第２項の規定により国土交通大臣に飛行計画を通報するときは、これを当該飛行場の管理者（飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第105号）第17条第１項に規定する管理者をいう。この節の第７及び第２節第３において同じ。）にも通報しなければならない。

第４　機長の点検

機長は、装備移転航空機を飛行させる前に、機体、発動機、無線機、落下傘、救命胴衣等について点検しなければならない。

第５　航空従事者以外の者が搭乗する場合

機長は、装備移転航空機に航空従事者以外の者が搭乗する場合には、あらかじめ、落下傘及び救命胴衣の使用法、安全帯の使用法、緊急時の処置その他必要な事項について説明しなければならない。

第６　燃料

機長は、装備移転航空機に、少なくとも次に掲げる量の燃料を携行しなければ、飛行してはならない。

⑴　有視界飛行方式により飛行しようとする場合には、着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量及び当該量に100分の10を乗じて得た燃料の量（その量が巡航速度で20分間飛行することができる燃料の量に満たない場合又は巡航速度で２時間飛行できる燃料の量を超える場合はそれぞれ当該量）を合算した量

⑵　計器飛行方式により飛行しようとする場合には、次のア及びイに掲げる燃料の量を合算した量

ア　着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量と当該着陸予定地から代替飛行場に飛行するに要する燃料の量を合算した燃料の量

イ　アの燃料の量に100分の10を乗じて得た燃料の量（その量が巡航速度で20分間（ターボジェット発動機及びターボファン発動機を主な動力とする固定翼航空機ではない装備移転航空機についてその着陸予定地又はその代替飛行場が公共の用に供する飛行場であるときは45分間）飛行することができる燃料の量に満たない場合又は巡航速度で２時間飛行できる燃料の量を超える場合はそれぞれ当該量）

⑶　計器飛行方式により飛行しようとする場合で代替飛行場を飛行計画に表示しないときは、着陸予定地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量と、更に巡航速度で２時間飛行することのできる燃料の量を合算した量。ただし、着陸予定地の気象状態が到着予定時刻の前後各１時間の間雲高1,000メートル以上かつ地上視程6,000メートル以上であるという気象情報を得たときは、第１号に定める燃料の量とする。

第７　飛行場管理者の指示

機長は、自衛隊の飛行場を使用する場合においては、当該飛行場を管理するために管理者が発する指示及び当該飛行場について定められた運航上の基準に従うものとする。

第８　搭乗する人数等

機長は、飛行に当たっては、装備移転航空機に搭乗する者又は搭載する物が所定の定員又は重量を超過していないか及び重量の分布が適正であるかを確かめ、装備移転航空機に搭乗する者又は搭載する物が所定の人員又は重量を超過している場合又は重量の分布が適正でない場合においては、所要の措置をとらなければならない。

第９　編隊飛行

1　製造者は、編隊飛行を行わせる場合には、あらかじめ編隊機に乗り組んでいる者のうちから編隊長を命ずるものとする。

2　編隊長は、編隊機の機長を指揮する。

3　編隊長は、編隊飛行を行う前に次に掲げる事項について、編隊機の機長と打合せをしなければならない。

⑴　編隊飛行の実施概要

⑵　合図及びその意味

⑶　その他必要な事項

第10　滑空機のえい航

装備移転航空機が滑空機をえい航しようとする場合には、次に掲げる基準に従わなければならない。

⑴　単座機ではない装備移転航空機については、専任の又は兼任の連絡員を乗り組ませること。

⑵　えい航を行う前に、次に掲げる事項について打合せをすること。

ア　合図及びその意味

イ　出発及びえい航の方法

ウ　えい航索の離脱の時期、場所及び方法

エ　その他必要な事項

⑶　装備移転航空機と滑空機が十分な連絡を行うことを援助するため、地上連絡員を配置すること。

⑷　装備移転航空機は、滑空機より約５メートル低い高度をとること。

⑸　えい航索を離脱するときは、地上連絡員を配置するものとし、地上連絡員は、当該えい航索が離脱したかを装備移転航空機に連絡すること。

⑹　えい航索は通常150メートル以上の高度で離脱すること。

⑺　雲中及び夜間のえい航飛行は、行わないこと。